

静岡県告示第112号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、平成30年4月16日から平成30年5月11日までの間に実施する。

平成30年2月27日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 裾野市

検査期日	検査時間	検査場所
4月5日（木）	午前11時～午後4時	裾野市役所
4月6日（金）	午前10時～正午	裾野市役所
4月9日（月）	午後1時～午後4時	裾野市役所
4月10日（火）	午前10時～午後4時	裾野市役所

検査区域 御殿場市

検査期日	検査時間	検査場所
4月11日（水）	午前10時～午後4時	御殿場市役所富士岡支所
4月12日（木）	午前10時～午後4時	新橋地区コミュニティー供用施設
4月13日（金）	午前10時～正午	新橋地区コミュニティー供用施設
4月16日（月）	午後1時～午後4時	御殿場市林業会館
4月17日（火）	午前10時～午後4時	御殿場市林業会館
4月18日（水）	午前10時～午後4時	御殿場市役所玉穂支所

検査区域 小山町

検査期日	検査時間	検査場所
4月19日（木）	午前10時～午後4時	小山町役場
4月20日（金）	午前10時～正午	須走コミュニティーセンター

検査区域 長泉町

検査期日	検査時間	検査場所
4月23日（月）	午前11時～午後3時	長泉町勤労者体育センター
4月24日（火）	午前11時～午後3時	長泉町勤労者体育センター

検査区域 清水町

検査期日	検査時間	検査場所
4月25日（水）	午前11時～午後3時	清水町役場

4月26日(木)	午前11時	～	午後3時	清水町役場
----------	-------	---	------	-------

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの。

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会